

三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、肉用牛繁殖農家の高齢化や労働力不足等に伴う戸数減少に対処し、本市における持続可能な畜産経営の実現に資するため、繁殖農家の経営規模及び生産基盤の拡大、水田放牧の推進並びに畜産情報通信技術（以下「畜産ICT」という。）を活用した畜産経営の省力化に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に居住する個人又は市内に事業所が所在する法人であって、市内で和牛を飼育している者（これから飼育しようとする者を含む。）
- (2) 個人経営者にあつては、世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等（以下「市税等」という。）を完納していること。
- (3) 法人にあつては、当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納していること。
- (4) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づき、家畜排せつ物の管理が遵守されていること。
- (5) 畜産ICT活用事業の補助対象者については、三次市和牛振興クラスター協議会の会員であること。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 牛舎整備事業 牛舎の新築又は増築を実施した後、補助対象者の和牛飼養頭数を増頭することが認められる事業。ただし、過去3年間に、この補助金

及び三次市和牛の里創造事業補助金交付要綱（平成30年三次市告示第154号）の交付を受けていない事業とする。

(2) 堆肥舎整備事業 堆肥舎の新築を実施した後、補助対象者の和牛繁殖用雌牛（成牛）の飼養頭数が10頭以上となることが認められる事業。ただし、過去3年間に、この補助金及び三次市和牛の里創造事業補助金交付要綱の交付を受けていない事業とする。

(3) 水田放牧促進事業 水田放牧を実施するために必要な家畜（以下「対象放牧牛」という。）並びに電気牧柵及びその附属品（新品のものに限る。以下「電気牧柵等」という。）を導入・整備する事業であって、事業実施後、補助対象者の水田放牧牛飼養頭数が増頭することが認められ、かつ、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

ア 対象放牧牛

(ア) 原則、市場を通じて導入した、繁殖の用に供する肉用雌牛（黒毛和種）であること。

(イ) 導入時の月齢が、12月齢以上120月齢未満であること。

(ウ) 放牧する牛は、家畜共済保険等に参加し、善良な管理下にある牛であること。

(エ) 導入方法が(ア)以外による場合については、市が指定する機関を通じて導入することとし、当該家畜の評価については、市、県及び市が指定する機関を含む関係機関が、市場価格等を勘案して家畜の適正な評価を行うこと。

イ 放牧対象地

(ア) 放牧する水田面積は、成牛1頭当たり10アール以上とすること。なお、成牛換算においては、育成牛2頭当たり成牛1頭とする。

ウ 飼養管理

(ア) 放牧地及び放牧牛を十分管理できる体制であること。

(イ) 放牧地内に飲水施設を設けること。

(ウ) 同一の放牧区画内において、2頭以上同時放牧すること。

(エ) 事業終了後も3年間放牧を継続すること。

- (4) 畜産ICT活用事業 別表に掲げる肉用牛経営に必要な機械等を導入する事業であって、事業実施後、補助対象者の飼養頭数が維持又は増頭することが認められ、かつ、畜産経営の改善につながることを認められるものとする。ただし、導入する機械等については、原則、新品とし、かつ、過去3年間において、この補助金の交付を受けていない事業とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の表に掲げる額とする。

事業名	補助金額	増頭要件
1 牛舎整備事業		
(1) 牛舎新築事業	新築に係る資材費から消費税及び地方消費税を控除した額が50万円以上の場合に、資材費から消費税及び地方消費税を控除した額の2分の1以内とし、200万円を上限とする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	3年後の飼養頭数が3頭以上、増頭すること。
(2) 牛舎増築事業	増築に係る資材費から消費税及び地方消費税を控除した額が30万円以上の場合に、資材費から消費税及び地方消費税を控除した額の2分の1以内とし、100万円を上限とする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	3年後の飼養頭数が2頭以上、増頭すること。
2 堆肥舎整備事業		
	新築に係る資材費から消費税	3年後の和牛繁殖

	及び地方消費税を控除した額が20万円以上の場合に、資材費から消費税及び地方消費税を控除した額の2分の1以内とし、50万円を上限とする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	用雌牛の飼養頭数が10頭以上となること。
3 水田放牧促進事業		
(1) 放牧牛の導入	対象放牧牛の購入に要する経費から消費税及び地方消費税並びに販売手数料を控除した額の2分の1以内とし、1頭当たり20万円を上限とする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	3年後の飼養頭数が1頭以上、増頭すること。
(2) 電気牧柵等の整備	電気牧柵等の資材購入に要する経費から消費税及び地方消費税を控除した額の3分の1以内とし、5万円を上限とする。ただし、補助金額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	
4 畜産ICT活用事業		
	機械導入に要する経費から消費税、地方消費税並びに国、広島県等から交付される補助金を控除した額の2分の1以	3年後の飼養頭数が維持又は1頭以上増頭すること。

	<p>内とし、50万円を上限とする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。また、リース方式により機械を導入した場合は、機械部分のみを補助対象経費とする。</p>	
--	--	--

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、事業ごとに三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（牛舎整備事業・堆肥舎整備事業）補助金交付申請書（様式第1号）、三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（水田放牧促進事業）補助金交付申請書（様式第2号）又は三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（畜産ICT活用事業）補助金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 牛舎整備事業・堆肥舎整備事業

- ア 畜産経営計画書
- イ 牛舎又は堆肥舎の設計図面
- ウ 見積書の写し
- エ 個人情報閲覧に関する同意書
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 水田放牧促進事業

- ア 水田放牧実施計画書
- イ 放牧予定位置図
- ウ 見積書の写し（電気牧柵等導入の場合）
- エ 個人情報閲覧に関する同意書
- オ その他市長が必要と認める書類

(3) 畜産ICT活用事業

- ア 畜産ICT活用実施計画書
- イ 機械等の設置（設計計画図面）
- ウ 見積書の写し

エ 個人情報閲覧に関する同意書

オ その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請について内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、申請者に対して三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第7条 申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の額を変更決定し、三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業完了後速やかに三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（牛舎整備事業・堆肥舎整備事業）実績報告書（様式第7号）、三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（水田放牧促進事業）実績報告書（様式第8号）又は三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業（畜産ICT活用事業）実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補助金額確定等)

第9条 市長は、前条の報告書について内容を審査のうえ、補助金額を確定したときは、三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は、遅滞なく三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 事業の実施について、不正の行為が認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、三次市繁殖和牛飼養環境整備支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、通知するものとする。

（書類の整備等）

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、補助対象事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
（この告示の失効）
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

機械装置の区分	仕様等	機械装置名
家畜飼養管理機械装置	発情発見装置	リアルタイム計測式歩数計
	分娩監視装置	分娩・発情監視通報システム、 分娩監視カメラ